

# 水道料金に関する説明会 資料

平成 31 年 1 月  
安曇野市上下水道部

# 目次

## (資料1)

1 水道施設の整備状況	1 水道事業の概要
	2 水道管の布設状況
	3 耐震化の状況
	4 投資実績と投資予定
2 水道事業の経営状況	1 企業経営の原則
	2 平成 29 年度決算の状況[収益的収支]
	3 平成 29 年度決算の状況[資本的収支]
	4 使用水量と水道料金収入の推移
	5 給水原価と供給単価の推移
	6 資本的支出の累計
	7 企業債残高の状況
	8 内部留保資金の推移
3 経営審議会の答申	1 料金統一の経緯
	2 答申の概要
	3 水道料金表
	4 使用水量別金額比較
	5 県内事業体比較
4 今後の予定	

## (資料2) 水道法の改正について

## 1-1. 水道施設の整備状況（水道事業の概要）

- 市は、安曇野市水道事業（豊科と三郷をH24.10に統合）、穂高水道事業、堀金水道事業、明科水道事業の4つの水道事業を運営してきましたが、平成29年3月に穂高、堀金、明科の3つの水道事業を安曇野市水道事業に統合し、国の認可を受けました。
- 平成29年度末の水道管の総延長は約1,009.4kmで、これは安曇野市から北海道根室市までの距離に匹敵します。

### 事業認可の概要

名称	認可年月	目標年次	計画給水人口（人）	計画1日最大給水量（m <sup>3</sup> ）
安曇野市水道事業	平成29年3月	平成42年	96,600	43,500

### 平成29年度末の状況

行政区域内人口	98,073人
給水人口	97,118人
普及率	99.0%
給水戸数	39,414戸
年間配水量	12,154,269m <sup>3</sup>
年間給水量	9,756,979m <sup>3</sup>
一日平均配水量	33,299m <sup>3</sup>
年間有収水量率	80.3%
供給単価	178円57銭
給水原価	157円63銭

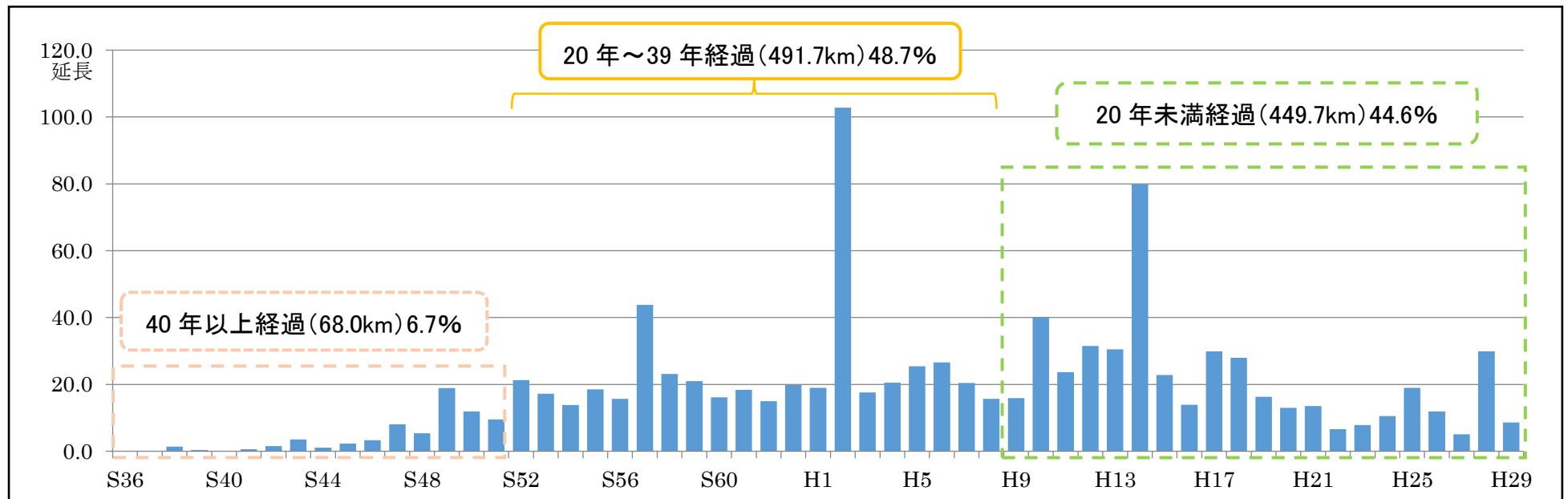


## 1-2. 水道施設の整備状況（水道管の布設状況）

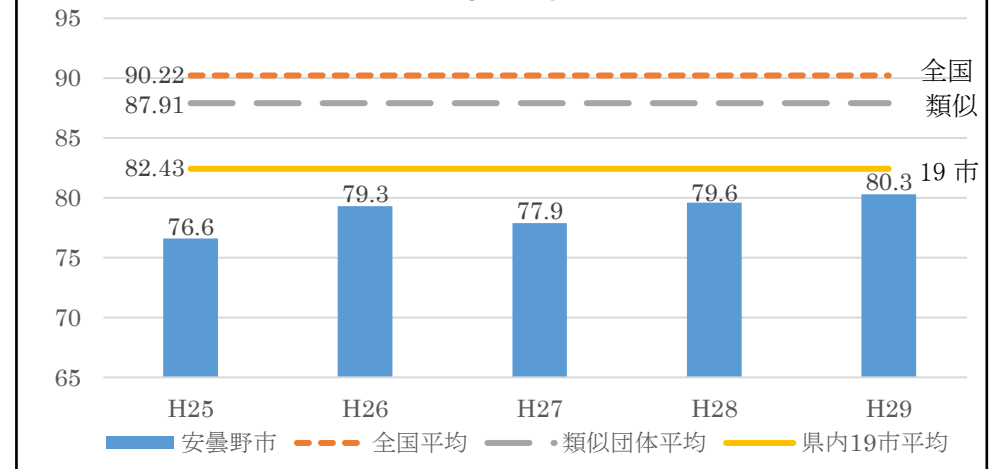
- 法定耐用年数とされている40年を経過した水道管路の延長が68.0kmで全体の約7%を占め、今後、更新時期を迎えることになる20年以上経過している管路まで含めると全体の約55%となります。
- 市全域の有収率は80.3%で類似団体平均値87.9%に対し低い数値を示しています。

※有収率：配水池から供給した配水量と料金として収入のあった水量との比率

### 経過年数別の管路延長（1009.4 km）

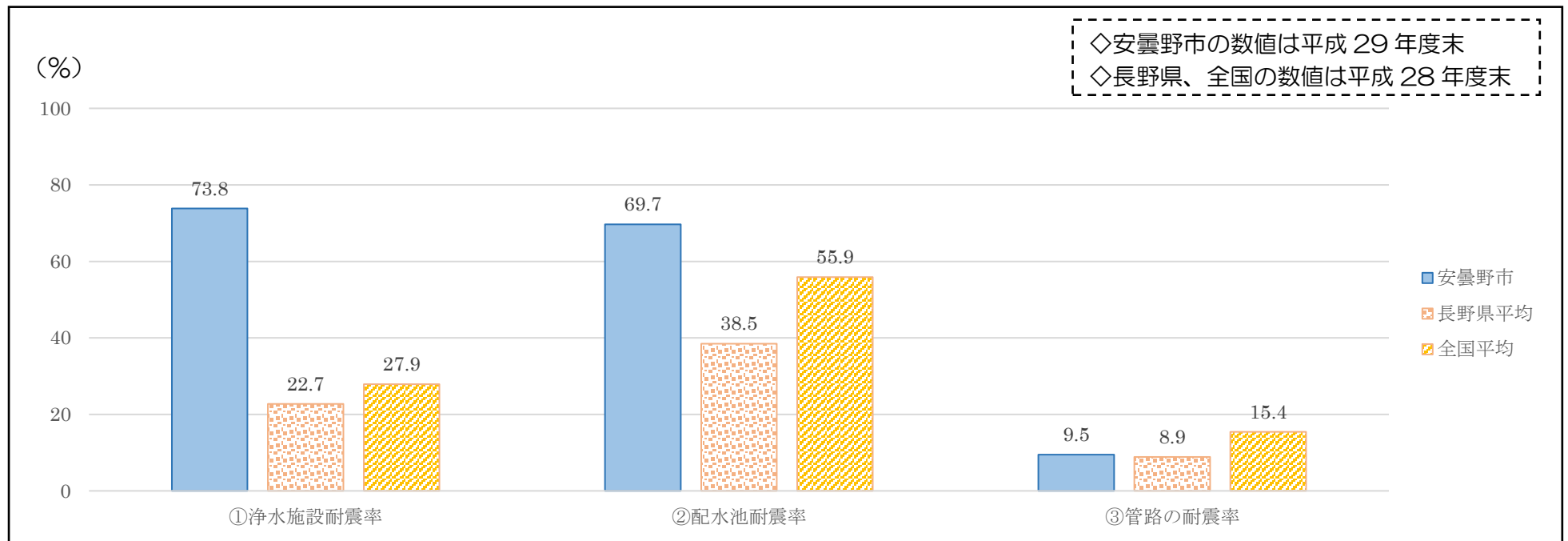


### 有収率



## 1-3. 水道施設の整備状況（耐震化の状況）

- 近年、全国的に自然災害が多発していることから、市でも大規模地震に備えた水道施設の耐震化を早期に図る必要があります。
- 浄水施設及び配水池の耐震率は73.8%、69.7%と、県内及び全国の事業者と比較して高い水準です。
- 水道管のうち耐震管は95.7kmで、耐震率は9.5%です。耐震適合性のある管まで含めるとその割合は80%となっています。

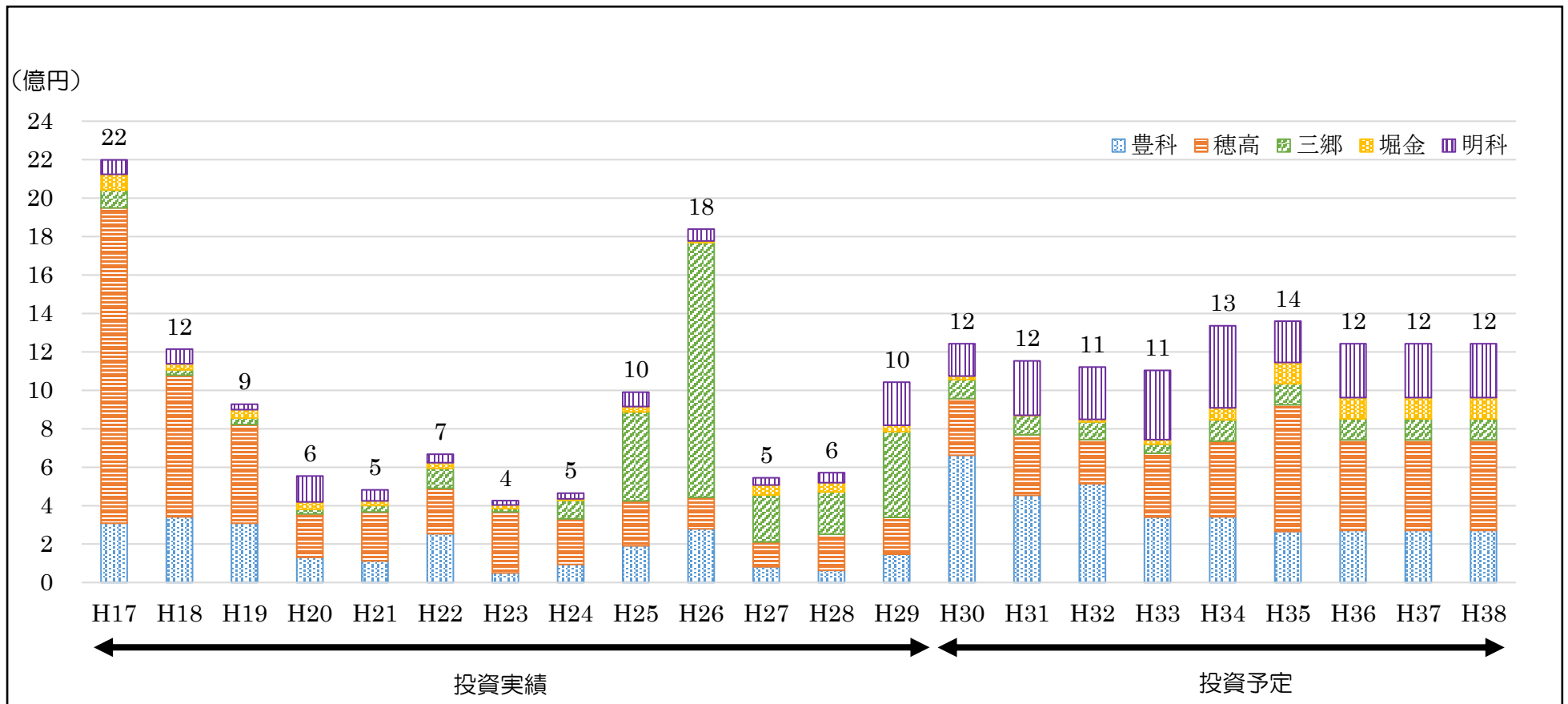


- ① 浄水施設耐震率 = (耐震対策されている浄水施設能力 / 全浄水施設能力) × 100
- ② 配水池耐震率 = (耐震対策されている配水池容量 / 配水池総容量) × 100
- ③ 管路の耐震率 = (耐震管延長 / 管路総延長) × 100

## 1-4. 水道施設の整備状況（投資実績と投資予定）

- 市の水道事業は、事業認可の関係から合併後も旧町村の事業を引き継ぐ形で5事業を運営してきたことや新規整備事業の展開などから投資額も違っていました。
- 安曇野市水道ビジョンでは、アセットマネジメント（資産管理）による実質的な更新基準を設定し、投資額の平準化を図り、単年度の投資額は約12億円を目安として事業を推進します。

※アセットマネジメント：資産の状況を的確に把握し、更新と維持補修を適切に組み合わせて資産を維持管理する仕組みです。



## 2-1. 水道事業の経営状況（企業経営の原則）

### 経営の基本原則

- ◆経営にあたっては、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」（地方公営企業法第3条）という基本原則があります。

### 受益者負担の原則

- ◆水道事業は、皆さんからいただく水道料金収入によって、経営に必要な経費をまかなう独立採算制を基本として経営しています。
- ◆原則として、税金は使われていません。また、水道料金と下水道使用料は別の会計で経理しています。

### 経費負担の原則

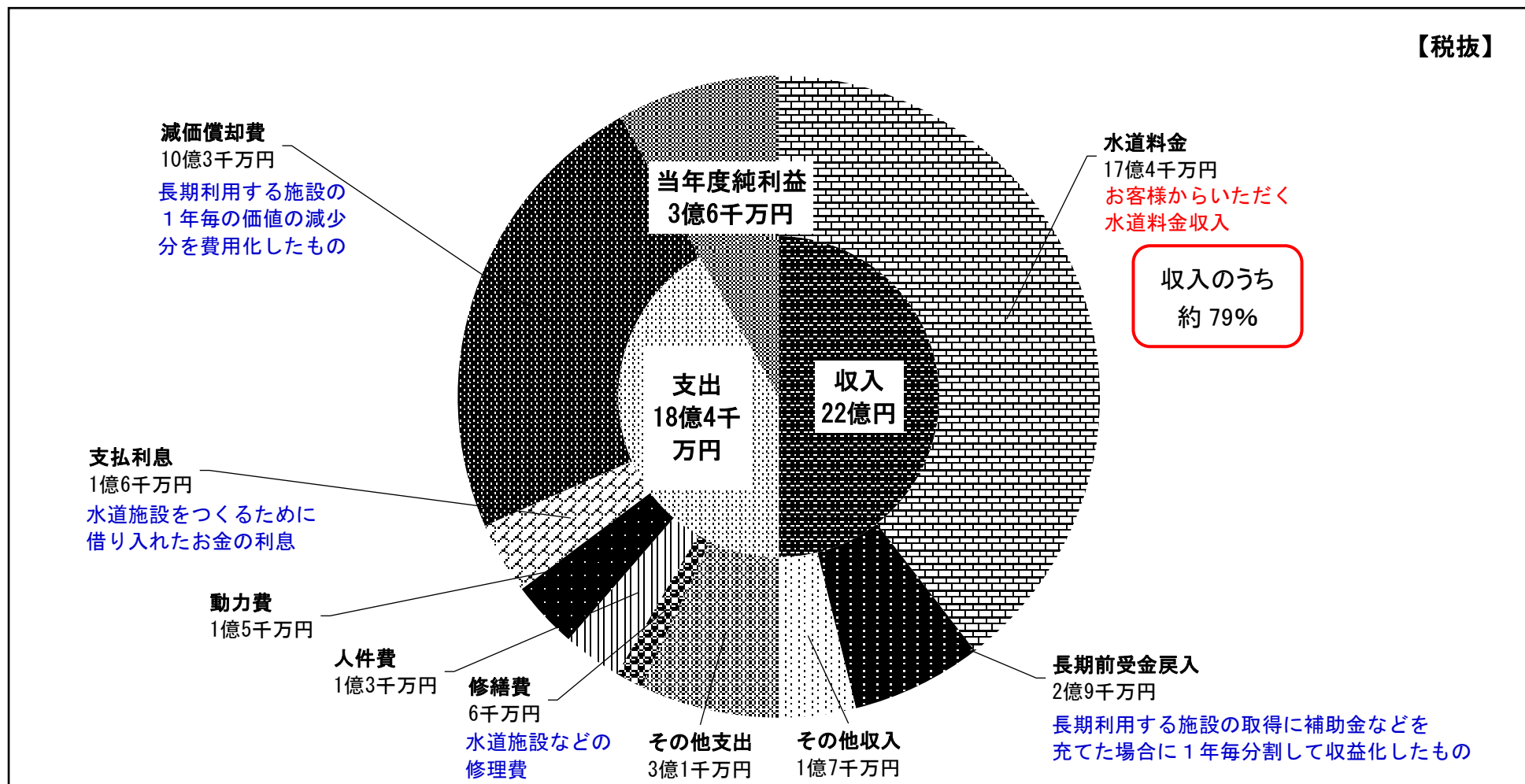
- ◆企業運営に要する経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費は、税金でまかいません。  
（消火栓の新設、修繕等）

### 水道料金の決定原則

- ◆水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければなりません。」（地方公営企業法第21条第2項）とされています。

## 2-2. 水道事業の経営状況（平成 29 年度決算の状況[収益的収支]）

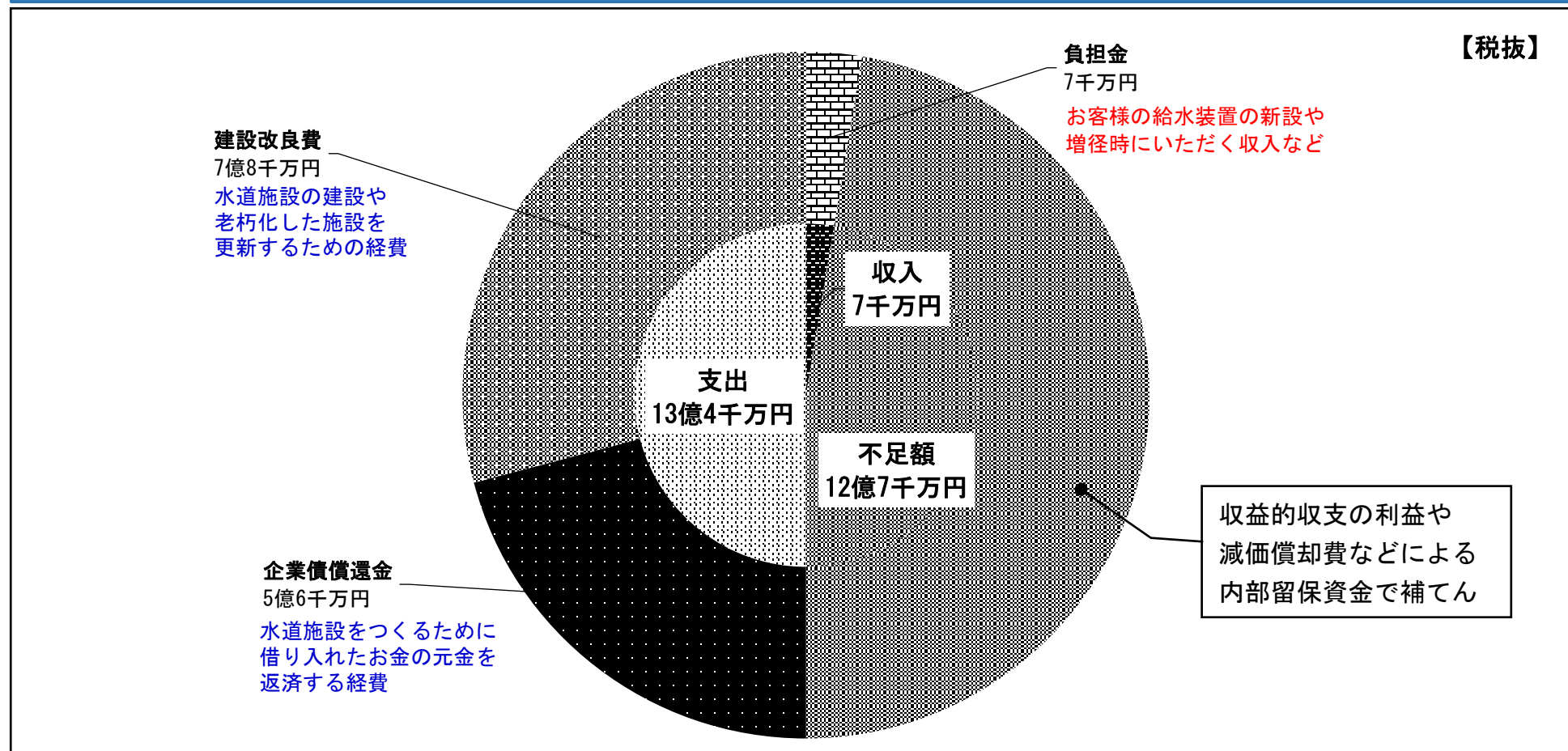
- 水道事業会計は、収益的収支と資本的収支の2つに区分し、経理を行っています。
- 収益的収支は、水道水をつくり、ご家庭や事業所にお届けするための経費と財源です。





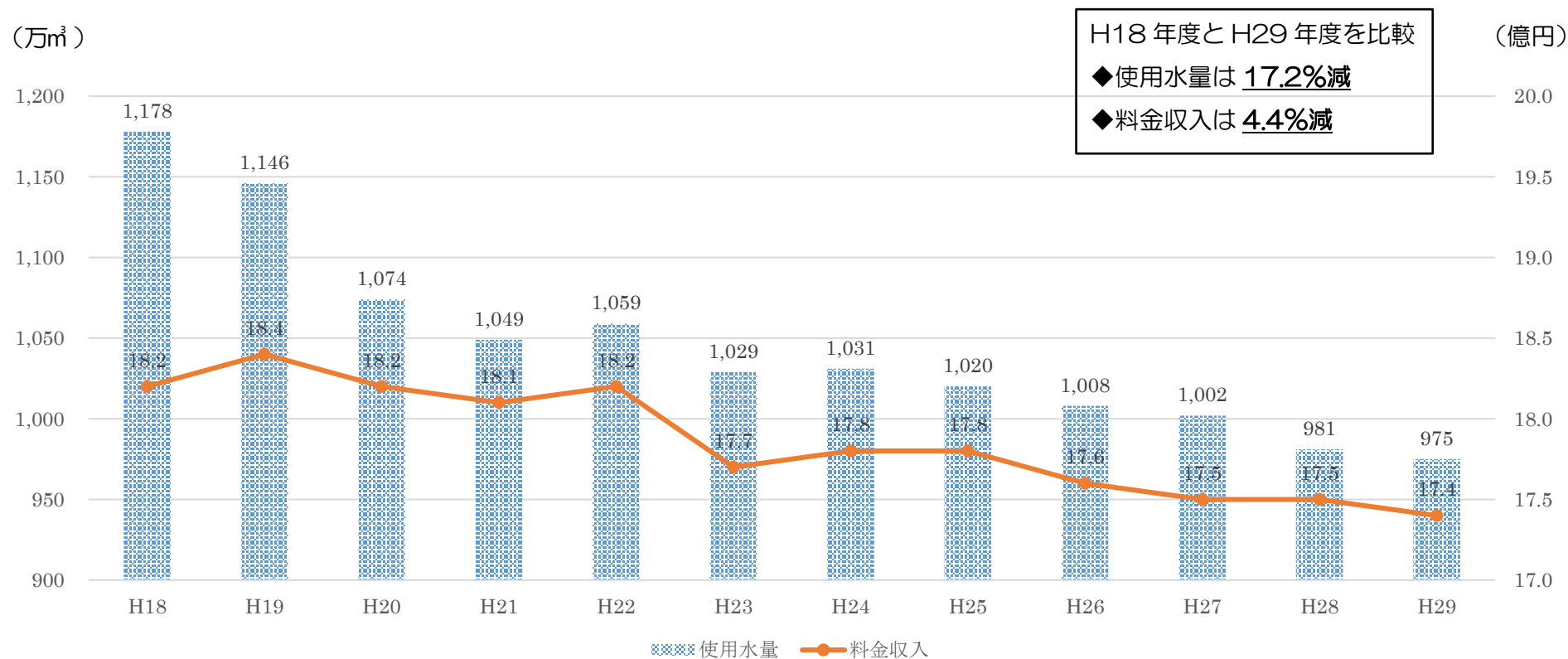
## 2-3. 水道事業の経営状況（平成 29 年度決算の状況[資本的収支]）

- 資本的収支は、水道施設をつくるために要した経費とその財源です。
- 資本的収支は、収益的収支の利益や現金支出を伴わない減価償却費などの費用計上により企業内部に留保される資金で補てんし、収支が均衡しています。



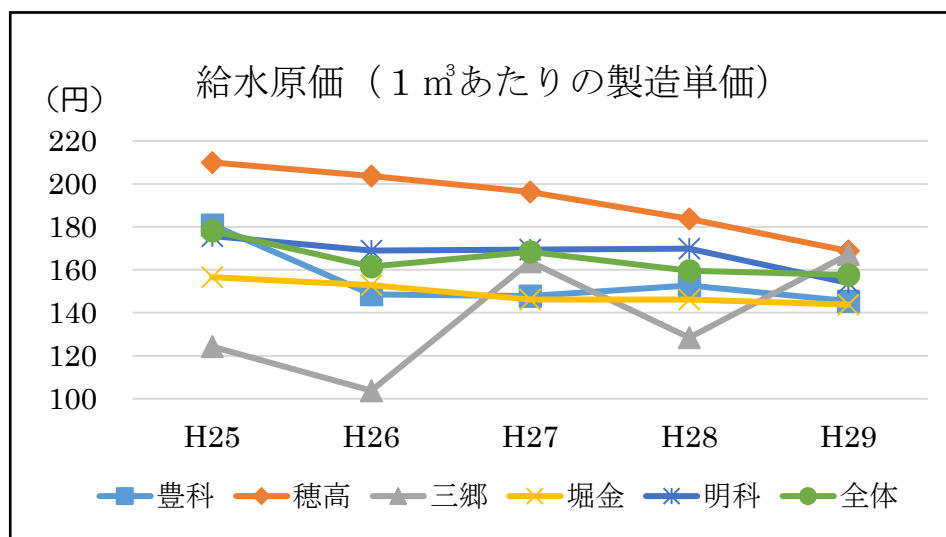
## 2-4. 水道事業の経営状況（使用水量と水道料金収入の推移）

- 使用水量の減少は、人口減少、生活様式の変化、節水機器の普及、節水意識の向上などが要因です。
- 水道料金収入は、合併直後の平成 18 年度の 18.2 億円に対して、平成 29 年度は 17.4 億円と 8 千万円減少（4.4%減）しています。
- 水道料金収入の減少は今後も続くと推測されます。



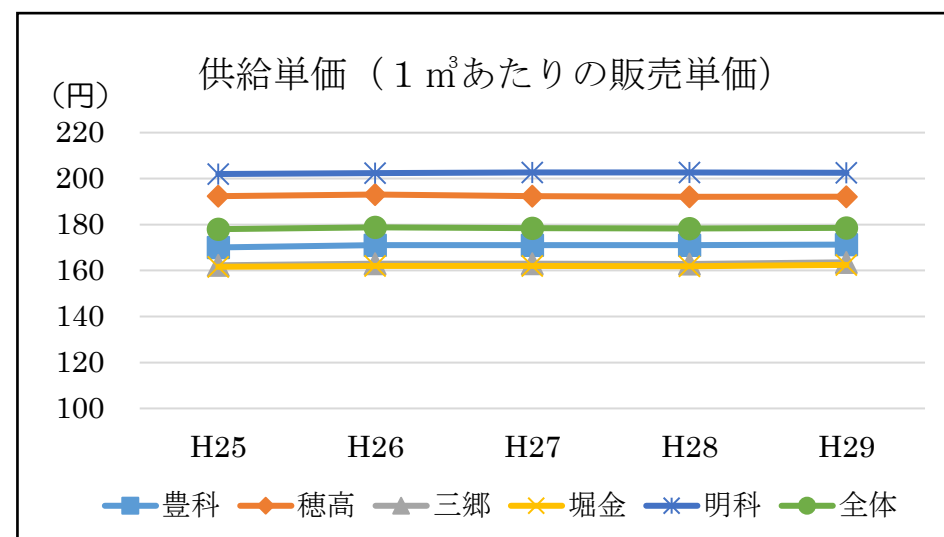
## 2-5. 水道事業の経営状況（給水原価と供給単価の推移）

- 市全体の給水原価は、年度により増減はありますが、減少してきています。また、地域ごとの給水原価もバラツキが小さくなっていきます。
- 供給単価は概ね同水準で推移しています。



(単位：円)

給水原価	H25	H26	H27	H28	H29
豊科	180.95	148.60	147.78	152.68	145.44
穂高	209.99	203.75	196.18	183.73	168.79
三郷	124.26	103.77	163.83	128.40	167.16
堀金	156.57	152.93	146.12	146.14	143.81
明科	175.75	169.00	169.37	169.80	153.89
全体	178.20	161.50	168.33	159.57	157.63



(単位：円)

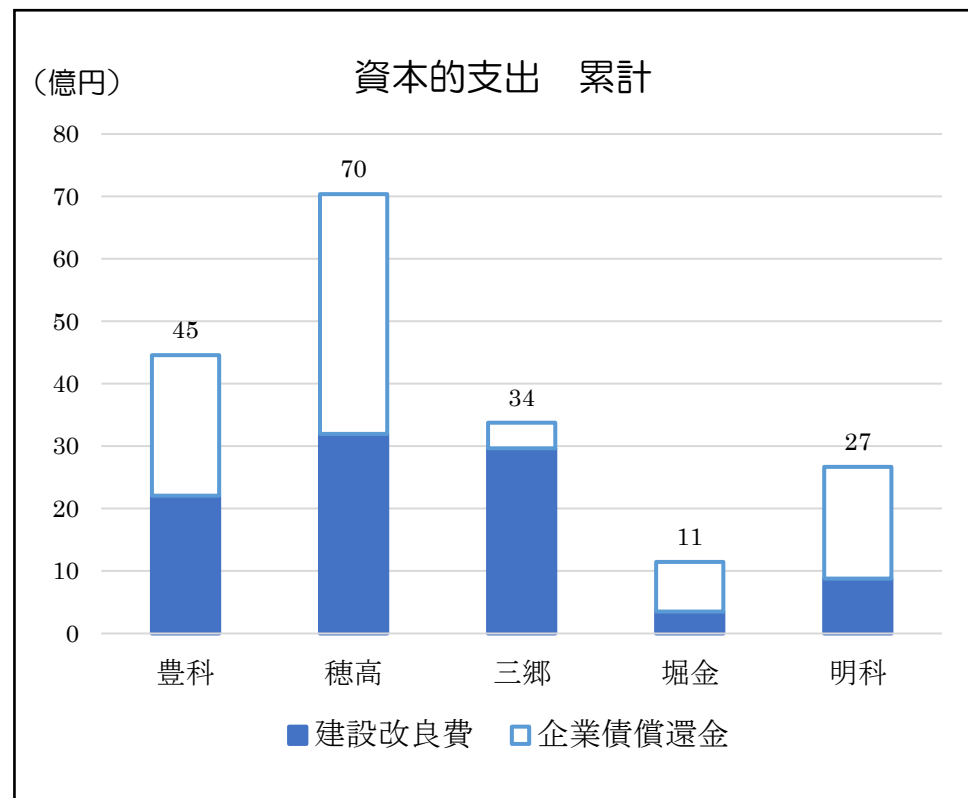
供給単価	H25	H26	H27	H28	H29
豊科	170.04	171.04	170.98	171.03	171.28
穂高	192.35	193.06	192.31	192.14	192.11
三郷	162.27	162.95	163.01	162.86	163.58
堀金	161.63	161.95	161.98	161.91	162.44
明科	201.98	202.40	202.67	202.59	202.57
全体	177.99	178.79	178.48	178.35	178.57

## 2-6. 水道事業の経営状況（資本的支出の累計）

- 資本的支出は、水道施設の整備を行うための建設改良費と借入金を返済する企業債償還金で構成されています。
- 平成 18 年度から平成 29 年度までの資本的支出の累計を給水人口の累計で割った 1 人あたりの支出額は、地域差がありました。

平成 18 年度から平成 29 年度までの累計

	建設改良費 (万円)	企業債償還金 (万円)	資本的支出 (万円)	給水人口 (人)	1人あたりの支出 (万円)
豊科	220,467	225,432	445,899	333,586	1.3
穂高	319,593	384,278	703,871	399,642	1.8
三郷	296,492	41,268	337,760	222,765	1.5
堀金	35,319	79,247	114,566	112,156	1.0
明科	87,955	178,898	266,853	107,069	2.5
全体	959,826	909,123	1,868,949	1,175,218	1.6

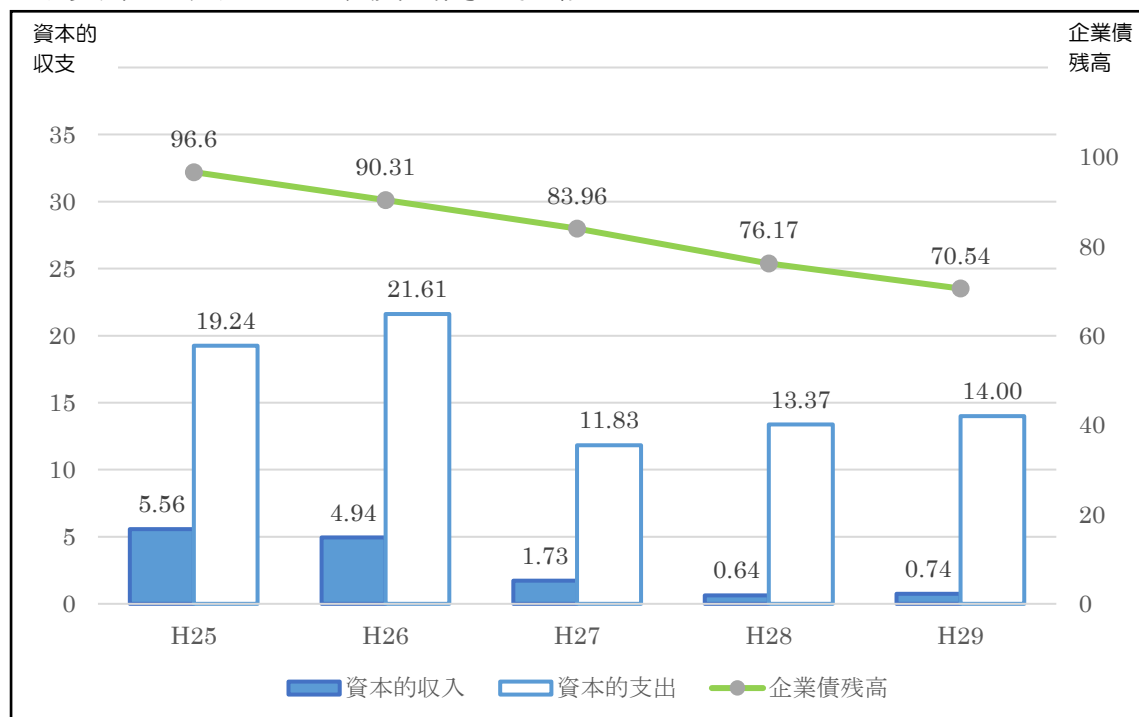


## 2-7. 水道事業の経営状況（企業債残高の状況）

- 水道施設を使う将来世代の利用者にも、施設整備にかかった費用を負担いただくよう、企業債を活用して施設整備を進めてきました。
- 平成 21 年度以降の企業債の借り入れがないことや繰上償還により企業債残高は減少していますが、平成 30 年度から借り入れが必要な状況となっています。
- 県内の他の水道事業体と比較しても安曇野市は高い水準にあると考えられます。
- 水道料金収入が減少する中で、企業債の返済にかかる負担が課題となっています。

◇資本的収支と企業債残高の推移

（単位：億円）

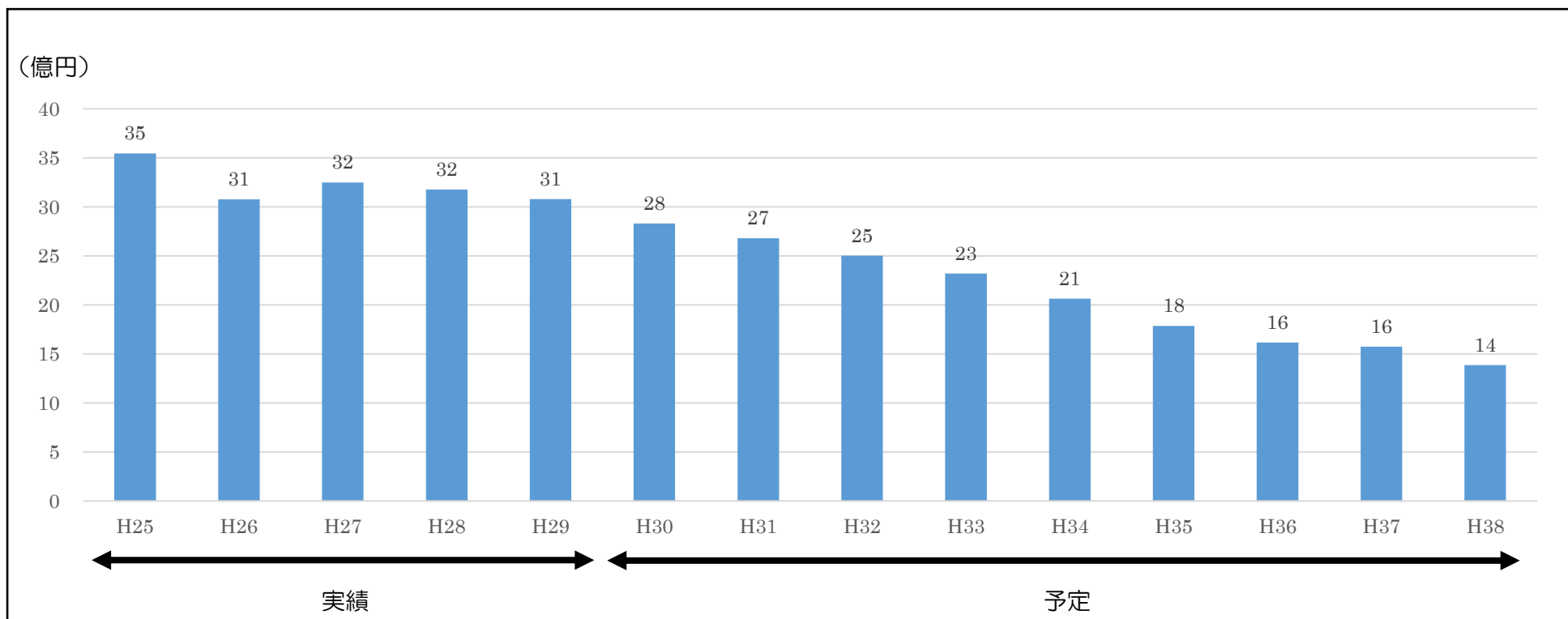


◇県内水道事業体との比較

事業体名	給水収益 (億円)	企業債残高 (億円)	給水収益に対する企業債残高の割合 (%)
長野市	61	308	504
松本市	42	102	242
塩尻市	13	46	353
大町市	4	17	425
上田市	22	77	350
諏訪市	8	19	237
伊那市	13	53	407
安曇野市	17	71	417

## 2-8. 水道事業の経営状況（内部留保資金の推移）

- 内部留保資金は、主に施設整備の費用や、これまでに行った施設整備のために借り入れた借金の元金返済の財源として使われます。
- 水道施設の事故や災害等が発生した場合における復旧費用や企業債の支払い等に充てるための留保資金の確保が必要です。
- 過去5年間の推移では、30億円前後の資金を確保していますが、料金収入の減少などにより、10年後には平成29年度の残高から6割程度の減少が見込まれます。



### 3-1. 経営審議会の答申（料金統一の経緯）

◎平成 18 年度の水道事業運営審議会  
◇諮問：水道事業の健全な運営とそのための料金改定の必要性について  
◇答申：穂高事業について 15%程度の値上げが必要  
◇意見：事業間の料金格差が大きいことから、料金統一化を目指すための調整方法の検討と、豊科事業の料金体系に合わせること

◎平成 19 年度の水道事業運営審議会  
◇諮問：安曇野市水道事業全般の経営状況及び今後の料金統一をふまえながら、豊科事業及び堀金事業の料金改定の適否と基本的な方向性について  
◇答申：豊科事業で 12%程度の引き上げ、堀金事業で 14%程度の引き上げが必要  
◇意見：今後5年を目安の料金統一制度の構築を要望すること

◎平成 21 年度の水道事業運営審議会  
◇諮問：水道料金の統一の実施の時期、改定の水準及び手法等について  
◇答申：第1段階の基本料金の統一は平成 22 年4月、第2段階の従量料金の統一は統一事業認可取得に合わせて実施すべき

☆平成 22 年 10 月に基本料金の統一  
☆豊科、三郷事業の統合に合わせ、平成 25 年 2 月に 2 地域の従量料金を統一

全地域を対象にした従量料金の統一は未実施

○平成 29 年 3 月  
・水道ビジョン策定  
・事業統合

平成 29 年 12 月に上下水道事業経営審議会に「水道事業における適正料金の在り方とその適用時期について」諮問し、平成 30 年 12 月に答申がありました。

## 3-2. 経営審議会の答申（答申の概要[平成30年12月17日]）

### 【適正料金の在り方】

- 水道事業が統合した現在において、料金は同一のものとする。
- 将来、急激な料金引き上げは避け、現状の給水収益総額を確保する。
- 現役世代と将来世代の負担の公平性を図る。
- 料金負担を使用者が許容できる範囲の改定とする。
- 今回は、将来の料金体系を見据えた準備段階の改定とする。

### 【水道料金改定の内容】

- 基本料金の基本水量を10<sup>m</sup>から7<sup>m</sup>に見直し、新たに8<sup>m</sup>から10<sup>m</sup>までの水量区画を設定し、単価を40円とすることにより、10<sup>m</sup>の料金は今までと同額にする。
- 従量料金は、現行の水量区画を維持し、11<sup>m</sup>から30<sup>m</sup>までの単価を162円、31<sup>m</sup>以上を184円に統一する。

### 【適用時期】

- 2019年10月  
（豊科・堀金・明科地域は2020年1月徴収分、穂高・三郷地域は2020年2月徴収分から実施）

### 【付帯意見】

- 使用者への情報提供を通じて水道事業に対する理解を得る
- 更なる経営の効率化による健全化に努める
- 受益者負担の原則と負担の公平性に配慮した基本料金の見直し
- 基本水量制の廃止
- 逡増制料金体系の見直し
- 3～5年を目安とした料金の見直し



### 3-3. 経営審議会の答申（水道料金表）

◇一般用

○現行料金

口径 (mm)	基本料金 (10 m <sup>3</sup> まで)	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)			
		豊科 三郷	穂高	堀金	明科
13	1,426 円	11～30 m <sup>3</sup> 144 円	11～30 m <sup>3</sup> 182 円	11～30 m <sup>3</sup> 144 円	11～30 m <sup>3</sup> 206 円
20	2,380 円				
25	3,232 円				
30	4,186 円	31 m <sup>3</sup> 以上 172 円	31 m <sup>3</sup> 以上 195 円	31 m <sup>3</sup> 以上 162 円	31～100 m <sup>3</sup> 224 円
40	5,713 円				
50	9,519 円				
75	19,047 円	1 日の使用量が 1,500 m <sup>3</sup> を超えるも のは市長が 別に定める	—	—	101 m <sup>3</sup> 以上 244 円
100	33,334 円				
150	66,667 円				
150 を超えるもの	市長が別に定める	—	—	—	—

○答申

口径 (mm)	基本料金 (7 m <sup>3</sup> まで)	従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)
13	1,306 円	8～10 m <sup>3</sup> 40 円
20	2,260 円	
25	3,112 円	
30	4,066 円	11～30 m <sup>3</sup> 162 円
40	5,593 円	
50	9,399 円	
75	18,927 円	31 m <sup>3</sup> 以上 184 円
100	33,214 円	
150	66,547 円	
150 を超えるもの	市長が別に定める	1 日の使用量が 1,500 m <sup>3</sup> を超えるも のは市長が別に 定める



【基本料金は1ヶ月あたり、金額は税抜】

※公衆浴場用、臨時用の水道料金については、現行どおりです。

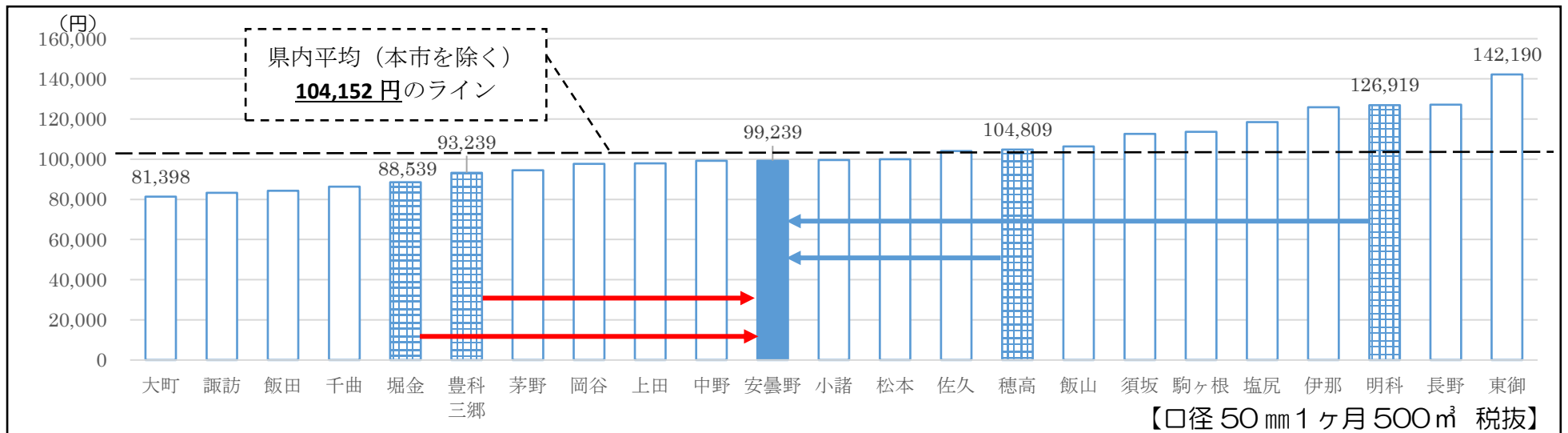
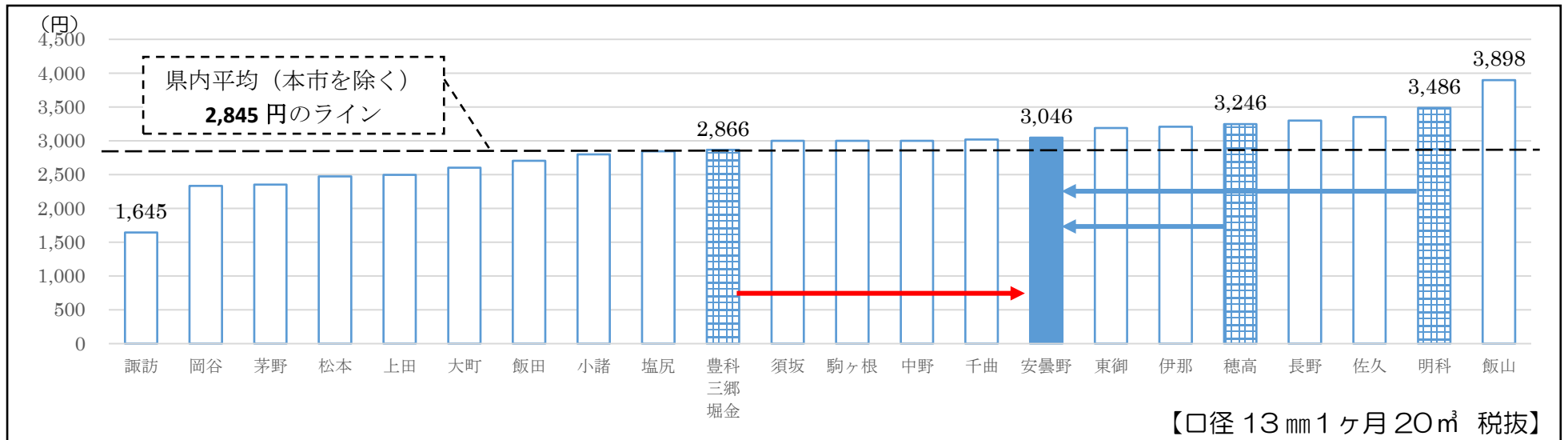
### 3-4. 経営審議会の答申（使用水量別金額比較）

使用水量別水道料金新旧比較と増減（1ヶ月あたり）

（単位 円、税抜）

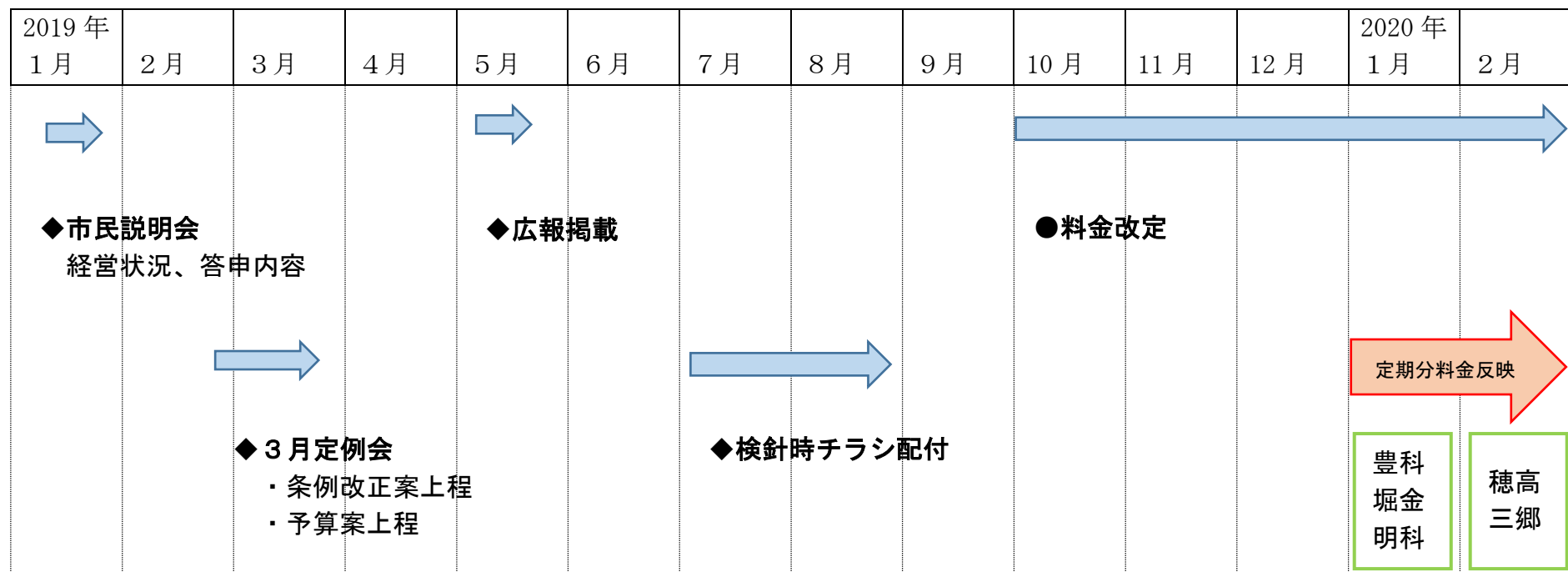
料金算定 使用水量 (m <sup>3</sup> )	口径	答申 金額	現行							
			豊科・三郷		穂高		堀金		明科	
			金額	差額	金額	差額	金額	差額	金額	差額
7	13mm	1,306	1,426	-120	1,426	-120	1,426	-120	1,426	-120
10	13mm	1,426	1,426	0	1,426	0	1,426	0	1,426	0
<b>20</b>	<b>13mm</b>	<b>3,046</b>	<b>2,866</b>	<b>180</b>	<b>3,246</b>	<b>-200</b>	<b>2,866</b>	<b>180</b>	<b>3,486</b>	<b>-440</b>
30	13mm	4,666	4,306	360	5,066	-400	4,306	360	5,546	-880
50	13mm	8,346	7,746	600	8,966	-620	7,546	800	10,026	-1,680
100	25mm	19,352	18,152	1,200	20,522	-1,170	17,452	1,900	23,032	-3,680
500	50mm	99,239	93,239	6,000	104,809	-5,570	88,539	10,700	126,919	-27,680
1,000	75mm	200,767	188,767	12,000	211,837	-11,070	179,067	21,700	258,447	-57,680
2,000	100mm	399,054	375,054	24,000	421,124	-22,070	355,354	43,700	516,734	-117,680

### 3-5. 経営審議会の答申（県内事業体比較）



## 4. 今後の予定

- 1月に審議会の答申内容や水道事業の経営状況について市民説明会を実施します。
- 市議会3月定例会に料金について議案提出を予定しています。
- 5月以降、広報あづみのへの記事掲載、検針時のチラシ配付などを行い、周知期間を確保した上で、2019年10月に料金改定を予定しています。



## (資料2) 水道法の改正について

1 水道法改正理由 = 「水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる」

(1) 人口減少に伴う水の需要の減少 (2) 水道施設の老朽化 (3) 深刻化する人材不足等

- ・「現在の社会情勢に合わなくなってきた」 ⇒ 水道施設の整備、普及が進み、老朽化対策が必要な時代に移行
- ・「さらなる民間企業の参入を想定・期待する」 ⇒ 国が進めている民間活用の流れに沿った制度改正

### 2 改正の概要

水道事業の維持・向上に関する専門委員会の報告に基づき、水道法の目的「水道の計画的な整備」を「基盤強化」に変更。

#### ①関係者の責務の明確化と②広域連携の推進

- ・法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。
- ・水道事業者等に対して「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。
- ・県には、水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務が規定される。

#### ③適切な資産管理の推進

- ・水道事業者等に対して、点検を含む施設の維持・修繕・台帳の整備を義務付ける。
- ・水道施設の計画的な更新の実施や費用等の収支見通しの作成や公表に関する努力規定を設ける。

#### ④官民連携の推進

- ・水道施設運営権を民間事業者に設定できる「コンセッション方式」を導入する「仕組み」を明記。

#### ⑤指定給水装置工事事業者制度

- ・民間活用方針のなかで、業者数が膨らみ把握が困難となっていたため、5年間の有効期限を設ける更新制度を創設。

### 改正の背景

- ・2015 公営企業年鑑によると、約3割の水道事業体において給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）。  
〔本市の平成29年度 供給単価178円/給水原価157円〕
- ・人口減少、給水量の減少、水道施設の老朽化への対応の遅れ。全国的な状況で更新率は1%程度、更新には130年以上かかる。
- ・平成30年6月18日の大阪北部地震では、3万8千戸が断水。企業団の水道管2本が破裂し、法定耐用年数40年を10年経過の事実。

### 3 市の水道事業の現状

- ・水道事業者としては、給水事業を行う責任を踏まえ、市民の生命（いのち）の水を守る立場を貫かなければならないと考える。
- ・水道事業をどのように管理運営し、事業を安定した経営で継続していくための方針や施設の維持管理・更新・施設の耐震化対策の計画（10年間）を平成28年度に「安曇野市水道ビジョン」としてまとめている。

#### ○安曇野市水道ビジョン 「清らかで良質な水をいつまでも」

- ・事業環境の変化—人口や給水量の減少、施設更新需要の増大 震災等の危機管理対策
- ・事業統合—旧町村時代から引き継いだ4事業を統合し、安曇野市水道事業とした。 ～経営と管理の一体化
- ・事業計画—安全・強靱・持続・信頼  
水安全計画・避難所給水管路耐震化、防災訓練・老朽管の計画的な更新、管路長寿命化、漏水調査実施、水源施設の老朽化診断、アセットマネジメントの実践、施設統廃合、ダウンサイジング、料金適正化・情報提供、ニーズ把握
- ・投資計画—10年間の計画、約12億円を全地域で投資 [主要管路の耐震化 老朽管の布設替を実施]

### 4 民営化に対する考え方

- ・本市の水道ビジョンが目指す「清らかで良質な水をいつまでも」の取組により、改正法の趣旨である「基盤の強化」部分は、既に市の水道事業として実施しており、計画的な更新と施設の耐震化等に必要な財源計画も伴っている。
- ・国は専門委員会報告を受け、水道事業の現状や課題を解決するための選択肢として、水道民営化路線の官民連携の推進としての「運営権を設定する仕組み」の導入を図ったものであり、民営化しなければならない訳ではない。
- ・県議会での環境部長答弁では、幅広く広域連携策を検討していくが、具体化はしていないと答弁している。信毎記事では、県の水大気環境課への取材でコンセッション方式の導入を検討している市町村は無いとしている。
- ・人材不足や施設の老朽化対応の費用負担、人口減少に伴う給水収益の減少など、持続性が危ぶまれる水道事業の解決策としての民営化導入の選択肢が加わったものになるが、本市は持続可能な水道事業の道筋を構築している。